

○薬学生修学資金貸付条例施行規則

令和6年11月22日

宮城県規則第97号

薬学生修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

薬学生修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、薬学生修学資金貸付条例(令和六年宮城県条例第63号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付金額)

第2条 条例第4条の規則で定める修学資金の貸付金額は、月額5万円とする。

(貸付けの期間)

第3条 修学資金の貸付けの期間は、条例第7条の規定により知事が修学資金の貸付けの適否を決定した日の属する月(知事が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の4月)から、大学を卒業した日の属する月までとする。

(貸付けの申請)

第4条 条例第5条に規定する申請書は、薬学生修学資金貸付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大学の在学証明書
- (2) 戸籍抄本又はこれに代わるもの
- (3) 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(様式第2号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第5条 条例第6条第1項の保証人は、独立の生計を営み、修学資金及び利息の償還の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更願(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定等)

第6条 条例第7条の規定により貸付けの適否を決定するに当たっては、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 条例第7条の規定による通知は、薬学生修学資金貸付決定通知書(様式第4号)又は薬学生修学資金貸付不承認決定通知書(様式第5号)によるものとする。

(契約の締結)

第7条 条例第7条の規定により貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)が修学

資金の交付を受けるには、知事と薬学生修学資金貸付契約を締結しなければならない。

(交付申請書の提出等)

第8条 貸付決定者は、修学資金の貸付けを受けている期間中は、毎年度、知事の定める日までに所属する学年を記載した在学証明書を添付した薬学生修学資金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 修学資金は、4月から9月までの修学に係るものについては当該年度の6月に、10月から3月までの修学に係るものについては当該年度の10月に交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 貸付決定者は、条例第8条の規定により修学資金の貸付けを休止され、又は停止された場合において、既に貸付けを休止され、又は停止された期間に係る修学資金を受領しているときは、当該修学資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

(業務の申出等)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者が医療機関に勤務しようとするときは、あらかじめ医療機関勤務申出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申出書の提出があったときは、遅滞なく、指定医療機関を指定し、修学資金の貸付けを受けた者に対し、指定医療機関指定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 業務に従事している者は、勤務する医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ医療機関変更申出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の規定による申出書の提出があったときについて準用する。

5 業務に従事している者は、当該業務を終了しようとするときは、あらかじめ指定医療機関勤務終了申出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(償還期間)

第10条 条例第9条の規則で定める期間は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から大学を卒業した日（条例第8条第3項の規定により貸付けを停止されたときは、当該停止の日）の属する月の翌月の末日までとする。

(償還の猶予の申請等)

第11条 条例第10条の規定により修学資金及び利息の償還の猶予を受けようとする者は、薬学生修学資金償還猶予申請書（様式第11号）に、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、償還の猶予の可否を決定し、申請者に対し、薬学生修学資金償還猶予決定通知書（様式第12号）又は薬学生修学資金償還猶予不承認決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(償還の免除の申請等)

第12条 条例第11条の規定により修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、薬学生修学資金償還免除申請書（様式第14号）に同条第1項又は第2項に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、償還及び支払の免除の可否を決定し、申請者に対し、薬学生修学資金償還免除決定通知書（様式第15号）又は薬学生修学資金償還免除不承認決定通知書（様式第16号）により通知するものとする。

(期間の算定方法)

第13条 条例第11条第1項の規定による償還の免除に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間（休職（業務に起因するものを除く。）及び停職の期間（当該期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を除く。）を業務に従事した期間とする。

(届出等)

第14条 貸付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式第17号）にその該当する事実を証する書類を添えて、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
- (4) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 氏名又は住所を変更したとき。
- (6) 薬剤師の免許を取得したとき。
- (7) 保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

2 保証人は、修学資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、届出書にその事実を証する書類を添えて、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 修学資金の貸付けを受けた者は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

薬学生修学資金貸付申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者(本人)氏名

薬学生修学資金の貸付けを受けたいので、薬学生修学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付けを受けることとなったときは、同条例及び薬学生修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要従事期間、指定医療機関における業務に従事します。

本人	ふりがな		大学名等	大学 学科 所属する学年	
	氏 名				
	生年月日及び 年 齢	年 月 日(満 歳)			
	現住所及び 電話番号	〒 () ー			
	本籍地住所	〒			
保証人となる 予定の者	(ふりがな) 氏 名	()	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		続柄	
	職 業		年 収	円	
	(ふりがな) 氏 名	()	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		続柄	
	職 業		年 収	円	
	申請者が貸付けを受ける薬学生修学資金については、本人と連帯して責任を負います。				

添付書類

- 1 大学の在学証明書
- 2 戸籍抄本又はこれに代わるもの
- 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(様式第2号)
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号(第 4 条関係)

薬学生修学資金貸付者推薦調書				
大 学 名				
(ふりがな) 氏 名	()	入学年月 卒業予定年月 在学年	第	年 月 年 月 学 年
生年月日	年 月 日生(満 歳)			
学業に関する状況				
健康に関する状況				
その他意見(申請者の人物評価等その他推薦事項：任意記入)				
上記の者は、薬学生修学資金の貸付けを受ける者として適当と認められますので推薦します。 宮城県知事 殿 年 月 日 大学の学長又は学部長 印				

保証人変更願

宮城県知事

殿

年 月 日

申請者(本人)氏名

次のとおり保証人の変更を承認願います。

なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して薬学生修学資金貸付条例に基づく修学資金及び利息の償還の債務を負担します。

新保証人	(ふりがな) 氏 名	()	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		続柄	
	職 業		年 収	円	
旧保証人	(ふりがな) 氏 名	()	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		続柄	
変更の事由					
変更年月日		年 月 日			

様式第 4 号(第 6 条関係)

薬学生修学資金貸付決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった薬学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることに決定しましたので、薬学生修学資金貸付条例第7条の規定により通知します。

記

決 定 番 号	第 号
貸 付 金 額	月額 円
貸 付 期 間	年 月から 薬 学 生 修 学 資 金 貸 付 条 例 施 行 規 則 第 3 条の規定による貸付けの期間が終了する月 まで

薬学生修学資金貸付不承認決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった薬学生修学資金の貸付けについては、不承認と決定しましたので、薬学生修学資金貸付条例第7条の規定により通知します。

薬学生修学資金交付申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第8条第1項の規定により、 年 月から
年 月までの修学資金として下記金額の交付を申請します。

記

金

円

添付書類

在学証明書

医療機関勤務申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり医療機関での勤務を希望しますので、申し出ます。

記

勤 務 開 始 希 望 日	年 月 日から
勤務希望医療機関の 名 称	

様式第 8 号(第 9 条関係)

指定医療機関指定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

薬学生修学資金貸付条例第10条第2号に規定する指定医療機関を下記のとおり指定しましたので、薬学生修学資金貸付条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

勤 務 開 始 予 定 日	年 月 日から
指 定 医 療 機 関 の 名 称	
特 定 医 療 機 関 の 該 当 の 有 無	有 ・ 無
条 件	

様式第 9 号(第 9 条関係)

医療機関変更申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第9条第3項の規定により、下記のとおり勤務する医療機関
を変更したいので、申し出ます。

記

変更前の医療機関の 名 称	
変更後の医療機関の 名 称	
変 更 希 望 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

指定医療機関勤務終了申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

申出者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第9条第5項の規定により、下記のとおり指定医療機関での勤務を終了したいので、申し出ます。

記

現在勤務している 指定医療機関の名称	
勤務終了予定年月日	年 月 日
終了の理由	

薬学生修学資金償還猶予申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例第10条の規定により、下記のとおり修学資金及び利息の償還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付けを受けた者の住所	
貸付けを受けた者の氏名	
貸付けを受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)
貸付けを受けた修学資金の償還未済額	金 円
償還未済額のうち猶予を受けようとする額	金 円
薬剤師免許番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録
現在在籍している大学又は勤務している 指定医療機関の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類

猶予を受けようとする理由の欄に記載の事実を証する書類

薬学生修学資金償還猶予決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金及び利息の償還の猶予については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

ただし、薬学生修学資金貸付条例第10条各号のいずれにも該当しなくなったときは、決定を
取消すことがあります。

記

貸付けを受けた修学資金の償還未済額	金				円
償還未済額のうち猶予する額	金				円
猶予決定後の償還期限		年	月	日	
(猶予決定前の償還期限		年	月	日)	

薬学生修学資金償還猶予不承認決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金及び利息の償還の猶予については、
下記の理由により不承認と決定しましたので、通知します。

記

理 由

薬学生修学資金償還免除申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 決定番号
住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例第11条 {第1項
第2項} の規定により、下記のとおり {修学資金及び利息の
償還 修学資金及び利息の
償還並びに遅延利息の支払} の {全部
一部} の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付けを受けた者の住所		
貸付けを受けた者の氏名		
貸付けを受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)	
貸付けを受けた修学資金等の償還未済額	金 円	
償還未済額のうち免除を受けようとする額	金 円	
業務に従事した指定医療機関の名称及び期間	名 称	期 間
薬剤師免許番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録	
休職の有無及びその期間		
免除を受けようとする事由及びその年月日	年 月 日	

備考 該当しない事項の欄には「該当なし」と記入してください。

添付書類

免除を受けようとする事由及びその年月日を証明する書類

薬学生修学資金償還免除決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

薬学生修学資金貸付条例第11条 {第1項
第2項} の規定により、下記のとおり {修学資金及び利息の
修学資金及び利息の
償還
償還並びに遅延利息の支払} を免除することに決定しましたので通知します。

記

免 除 額

円

薬学生修学資金償還免除不承認決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった { 薬学生修学資金及び利息の償還
薬学生修学資金及び利息の償還並びに遅延
利息の支払 } の免除については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

理 由

様式第 17 号(第 14 条関係)

届 出 書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	
届出事項の発生年月日	
届出内容	

添付書類

届出内容の欄に記載した事実を証する書類

業務従事状況報告書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所
氏 名

年度の業務従事状況は、以下のとおりです。

指定医療機関の 名 称	
業 務 従 事 期 間	年 月 から 年 月 まで
休 職 状 況※	年 月 から 年 月 まで

※業務従事期間内に休職期間がある場合は、記入願います。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

医 療 機 関 名

代 表 者 名

印